


所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政	
件名	東大和市保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例	東大和市個人情報保護条例		
	規則	東大和市個人情報保護条例施行規則		
	部課 機関			
1. 要旨				
(1) 改正趣旨 行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての種類が審査請求に一元化され、審査請求期間も延伸された。これに伴い、関係要綱の各様式の教示文を改正するものである。 (なお、関係する条例及び規則については、既に改正済みである。)				
(2) 主たる改正内容 教示文「60日」→「3箇月」、「異議申立て」→「審査請求」、「対する決定」→「対する裁決」				
(3) 施行日 決裁日施行とする。				
(4) 影響及び効果 新制度に適合した教示文を付記することにより、審査請求をしようとする者の利便性の向上に資する。				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
平成26年6月 行政不服審査法 (全部改正) の成立				
平成28年2月 東大和市個人情報保護条例を改正				
平成28年3月 東大和市個人情報保護条例施行規則を改正				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
本件については、平成28年6月23日付け市長決裁済み。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。